

開発に係る下水道本管等の設計方針

1. 全体配置計画

- (1) 下水道本管は、原則として開発道路線形に合わせた配置(オフセットを一定幅にし、本管を斜めに布設しない等)とする。また、道路線形が折れている箇所については、適切なタイプのマンホールを設置する等、維持管理を容易に行えるようにする。
他の要因により上記の配置が難しい場合は、下水道管理者と協議の上、他の占用物(側溝・水道・ガス等)と平面交差等を少なくするなどの配慮を行う。
- (2) $\phi 250\text{mm}$ 以下の起点マンホールは、0号以上、 $\phi 450\text{mm}$ 以下の会合点は1号マンホールとする。
- (3) 公共汚水枳は、官民境界から1m以内に設置することを基本とする。ただし、道路後退が発生する場合は、セットバックラインから1m以内とする。
- (4) 公共汚水枳には防護蓋($\phi 200$ の場合、多治見市デザイン)を設置すること。ただし、汚水枳に確実に車両がのらない場合は、その限りではない。
- (5) 下水道本管の縦断計画は、既設マンホールの高さを基準として高さ(計画高)を設定する。

2. 構造上の注意点

- (1) 本管の最小口径は、分流地区で $\phi 200\text{mm}$ 、合流地区では $\phi 250\text{mm}$ を基本とする。
- (2) 汚水枳の余裕率($\phi 700$ 未満)は100%見込むため、汚水処理面積が大きくなる場合には、流量計算を行い確認する。
- (3) 汚水本管はリブ付き硬質塩化ビニル管(PRP)を基本とし、碎石基礎360°巻きとする
- (4) 他の構造物との離隔は、30cm以上とする。埋設物の事前調査を行い、施工前に試掘等をして確認し、離隔の確保が難しい箇所は、下水道管理者と協議すること。
- (5) 本管の最小勾配は、4‰とする。ただし、最上流部の1スパンは、10‰以上を原則とする。
- (6) 下水道本管の土被りは、1.0m以上確保すること。できない場合は、下水道管理者と協議する。
- (7) その他詳細に関しては、『多治見市下水道設計基準』、『グラウンドマンホール設置基準書』及び『多治見市下水道用マンホールふた特記仕様書』を遵守すること。

3. その他

- (1) 下水道本管の設置を計画する場合は、計画案ができた段階で、下水道管理者と事前協議を行うこと。その場合、他の道路占用物の配置状況が分かる図面も提示すること。